

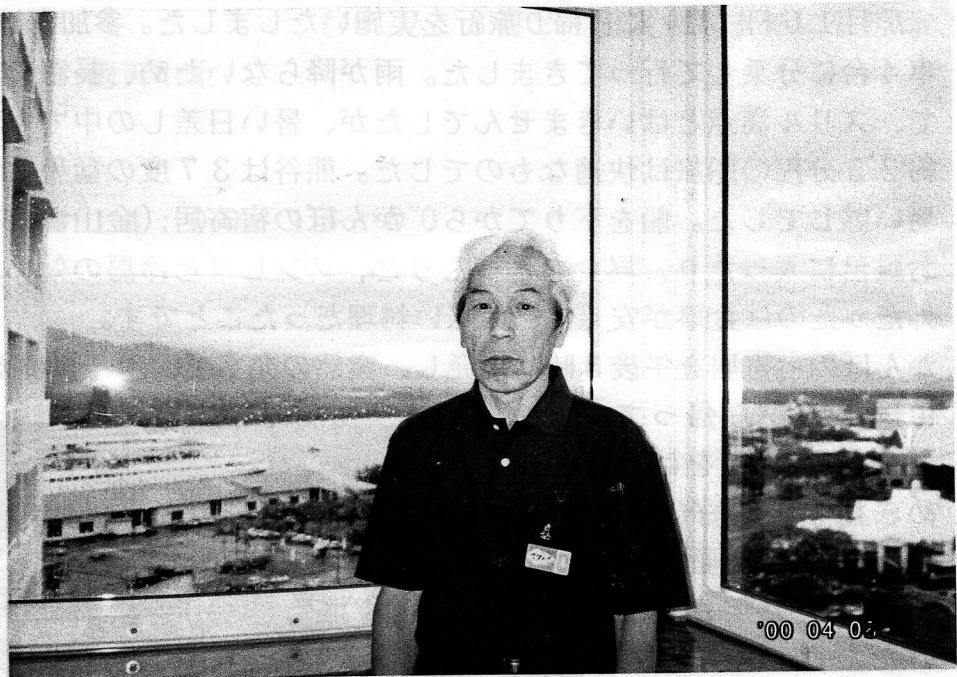
## 新会員紹介

## 須永 耕作さん (平成13年4月20日定年)

〒373-0006 太田市成塚町1095 電話 0276-37-0833

私は昭和36年12月4日に菱電機器(株)に臨時工として入社し、メッキ係、羽布工場に配属され、昭和38年三菱電機群馬製作所発足と同時期に正社員になり、その後45年に温水器係に配属され在職中に於いて販売、修理応援という貴重な体験をさせて頂きました。その後、部工係にて石油ファンヒーターに関わる多くの部品制作に携わって参りました。長い会社生活を大過なく勤めさせていただきましたことは上司、先輩、後輩の皆様に支えられ無事退職を迎えられますこと心よりお礼申し上げます。

今後とも宜しくお願ひ申し上げます。



## 会員投稿 『初めての苦い経験』 尾島町 千葉 武

昨年2月頃より、近在町村約250社を対象に金型用加工部品(プレス・鋳物・プラスチック等)の配達委託業務を請負事業として始めた。

その動機は、仕事により自身に適度なテンションをかけることと、小遣い稼ぎ。それに作業は午前中完了が目標。月収は20万円前後で贅沢は言えない。但し支払い条件は厳しかった。開始当初は少々苦労もあったが1~2ヶ月経つと道路事情も解り、順調に事は運んで張り合いが出てきた。ところが5ヶ月を過ぎた6月頃から代金の入金が遅れ始め、その後は入金が止まってしまった。貸倒れである。その後間もない7月中旬、契約相手である社長(以下S社長とする)から「破産申立て通知書」が速達で届いた。つまり請負代金の完済不能とそのお詫びの内容である。これには驚いた。

この様なことは、この年令になって始めての経験である。この時点で請求対象期間は2ヶ月余。額にして約60万円。この時、既にS社長の居所不明。電話も不通。S社長の弁護士に聞いても知らない?。2人共宇都宮なので調査も現実問題困難。しかしこのまま泣寝入りして諦めるのも腹の虫が治まらない。因みに一緒に仕事をしていて同じ状況に置かれた人は約10名。取敢えず未回収分の請求書を月別に作成、S社長の弁護士宛てに「配達証明書」付で送付。請求の意志と証拠を残すため。併せてFAXや電話で相手弁護士に督促を続けるも応答はない。普通このような場合、同じ被害者同志が一緒になって訴えるのが筋と思うが、誰かが何とかしてくれるとの期待でなかなか纏まらない。

(次のページに続く)

(前のページから)

個人では金額も小さいし、その費用も解らない。兎角今迄弁護士に世話になったことがない。果たして費用対効果?を考えると起訴すべきか否か結論が出ない。

裁判で勝訴したとしても配分されるものがあるのか?また極僅かの場合等など迷った。

悶々とした日を送る中で市や町で行なう「法律



相談」にも足を運び、類似判例や費用等参考事項を探って歩いた。そこで到達した結論は、個人的に電話や文書で請求しても相手(S社長とその弁護士)は動かない。やはり法的手続きを取るしかない。金銭的に損か得かは不明。と言うことで、今年1月はじめてN法律事務所へ相談。1月末日、3回目の訪問で正式に訴訟の依頼手続きを取った。これで一先ず荷が降りた気がした。後は弁護士の手腕に期待して成行きを見守るしかない。とはいつも良い結果を願った。3月半ば太田簡易裁判所で裁判が行なわれた。しかしS社長は欠席だったとのこと。結果は期待が持てそうであったが、まだまだ簡単には行かない。兎角、債権者が多いので時間がかかる。その後も月に2~3回弁護士に電話でフォローを続けた。そして弁護士に依頼してから5ヶ月、この6月弁護士から嬉しい連絡があった。

つまり「請求額全額支払われる」とのことである。これを聞いたときは、実に気持ち良かった。約1年間続いた胸のつかえがスッキリ取れ気分爽快だった。それにしても一時は回収不能と思ったが、弁護士にも恵まれ所期の目的を達した。最後に「費用対効果」であるが弁護士費用と諸実費を差し引いて充分に満足した。

以上、初めて味わった苦い経験の顛末でした。種々勉強になりました。(おわり)

## 尾島ねぶたまつりへの参加案内

恒例となりました尾島ねぶたまつりが、8月14日(火)・15日(水)の2日間行われます。群馬製作所ではCI活動の一環として、昭和63年より三菱ねぶたを参加させており、今年も地域社会と更なる関係強化を図るべく、美術部・関連部門の協力をいただき参加の準備を進めているところです。三菱ねぶたは「手づくりねぶた」として、地元関係者はもとより、祭り見学者から好評をいただいております。つきましては、地元トップ企業としての心意気を示す意味でも、沢山の方々の参加をお願いしているところであります。参加をご希望される方は事務局まで連絡をお願いいたします。